



埼玉県報

第 3051 号
平成 30 年(2018 年)
11 月 2 日
金曜日

目次

告示

- 介護保険法に基づく指定の効力の停止処分に係る公示（高齢者福祉課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 草加都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の事務所の所在地の変更（建築安全課）
- 県道吉場安行東京線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

告 示

埼玉県告示第千七百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項第三号及び第九号の規定により指定の一部の効力を停止したので、同法第七十八条第三号の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 事業者の名称
株式会社福来詩
- 二 事業者の主たる事務所の所在地
埼玉県坂戸市本町十三番地三プラントール坂戸三〇七号室
- 三 事業所の名称
訪問介護ステーションかのかん
- 四 事業所の所在地
埼玉県坂戸市本町十三番地三プラントール坂戸三〇七号室
- 五 介護保険事業所番号
一一七六〇〇一二一〇
- 六 サービスの種類
訪問介護
- 七 効力の停止の内容
新規利用者の受け入れ停止
- 八 効力の停止期間
平成三十年十月一日から平成三十年十二月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千七百七十七号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（二級水準測量及び定期縦横断測量）

三 作業地域

荒川本川（五十四・四キロメートルから七十二・〇キロメートル）比企郡川島町、比企郡吉見町、北本市、桶川市、鴻巣市、熊谷市

四 作業期間

平成三十年十月二十二日から平成三十一年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千七百七十八号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

平成三十年十一月十六日から平成三十一年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第千七百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路一・三・二号高速外環状道路及び一・一・三号東埼玉道路

二 都市計画を変更する土地の区域

（一・三・二号高速外環状道路）

イ 追加する土地の区域

八潮市大字八條字入谷、字白鳥及び字内山並びに草加市青柳六丁目及び柿木町字内山の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（一・一・三号東埼玉道路）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

八潮市大字八條字白鳥及び草加市青柳六丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課及び三郷市まちづくり推進部都市デザイン課

四 縦覧期間

平成三十年十一月二日から平成三十年十一月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称
寄居都市計画道路三・四・四号本通り線
- 二 都市計画を変更する土地の区域
イ 追加する土地の区域
なし
ロ 削除する土地の区域
寄居町大字寄居字茅苺の一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、寄居町都市計画課
- 四 縦覧期間
平成三十年十一月二日から平成三十年十一月十六日まで

告 示

埼玉県告示第千百八十一号

八潮市から草加都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百八十二号

白岡市から蓮田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第千八百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

委任 番号	指定構造 計算適合 性判定機 関の名称	変更事項	変更 前	変更 後	変更年月日
埼玉 県知 事第 九号	株式会社 グッド・ アイズ建 築検査機 構	構造計算 適合性判 定の業務 を行う事 務所の所 在地	新宿本店構造 判定室 東京 都新宿区百人 町二丁目十六 番十五号 構造判定室横 浜事務所 神 奈川県横浜市 中区尾上町四 丁目五十七番 地	新宿本店構造 判定室 東京 都新宿区百人 町二丁目十六 番十五号 構造判定室横 浜事務所 神 奈川県横浜市 西区高島二丁 目十九番十二 号	平成三十年 十一月一日

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 濱 川 敦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 吉場安行東京線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>番三 地先 まで</p> <p>同市 大字 安行 小山 字根 郷四 六一</p>	<p>川口 市大 字安 行小 山字 根郷 五二</p> <p>○番 一地 先 から</p>	区 間
<p>五三 ・一 〇</p> <p>四五 ・九九</p>	<p>一九 ・四 一</p> <p>九・一九</p>	敷地 の幅 員 (メー ートル)
<p>六九 ・四 一</p>		延 長 (メー ートル)
		備 考

告 示

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年十一月二日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年十一月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について